

東京都公安委員会規程第5号

探偵業者の営業所に対する立入検査規程を次のように定める。

平成19年 5月28日

東京都公安委員会

委員長 大 西 勝 也

探偵業者の営業所に対する立入検査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、探偵業者の営業所について警察職員が行う立入検査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(立入検査の目的)

第2条 立入検査は、探偵業者に対して、法に定める各種義務の履行を確保し、もって探偵業務の運営の適正を図るために行うことを目的とする。

(立入検査の区分及び基準)

第3条 立入検査は、次により行うものとする。

(1) 定期立入検査

生活安全部長は、探偵業者の営業実態を把握する必要があると認められる場合に、期間を定めて実施すること。

(2) 臨時立入検査

生活安全総務課長及び警察署長（以下「関係所属長」という。）は、立入検査を行う必要があると認められる場合に実施すること。

(立入検査の実施者)

第4条 関係所属長は、立入検査を行う警察職員（以下「立入検査実施者」という。）を指定するものとする。

(身分証明書)

第5条 法第13条第2項に規定する身分を示す証明書は、別記様式の「身分証明書」とする。

(事前の指示教養)

第6条 関係所属長は、立入検査を実施しようとするときは、立入検査実施者に対し、立入検査の実施事項、実施要領等を明確に指示教養するものとする。

(遵守事項)

第7条 立入検査実施者は、立入検査の実施に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 営業所の責任者等に身分証明書を提示し、立入検査である旨を明らかにすること。
- (2) 営業所関係者の正当な業務を妨害し、又は犯罪捜査に利用しないこと。
- (3) 警察職員としての品位を保持し、職務を公正に行うとともに、立入検査の対象以外の事項に及ばないようにすること。

(報告)

第8条 立入検査実施者は、立入検査を実施したときは、その結果について速やかに所属長に報告しなければならない。

(措置)

第9条 立入検査実施者は、立入検査において法令違反を発見した場合は、違反の軽重、悪質性等を総合的に判断して、指導又は警告の措置をとるとともに、前条の規定による報告を行うものとする。

2 前項の報告を受けた所属長は、事案に応じて警視庁行政処分取扱規程（昭和43年5月11日東京都公安委員会規程第5号）等に定める必要な措置をとるものとする。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

（表）

	第 号
	身 分 証 明 書
	官 職
	氏 名
<p>上記の者は、探偵業の業務の適正化に関する法律第13条第1項の規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">東京都公安委員会 印</p>	

（裏）

<p>探偵業の業務の適正化に関する法律（抜粋）</p> <p>（報告及び立入検査）</p> <p>第13条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、探偵業者に対し、その業務の状況に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に探偵業者の営業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により警察職員が立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>一～四 略</p> <p>五 第13条第1項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p>

寸法 [縦 5 . 4 センチメートル]
[横 8 . 5 センチメートル]